受 個 人 質 問 第 号 付 令和 年 月 日 時 分

一般質問<個人>発言通告書

令和5年6月6日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 水野勝康

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
	吉田一平市長の12年間について	
1	吉田一平市長の在任期間は間もなく12年になり、3期目が終わろうとしている。市長の理念を再確認し、取り組みの現状と将来について考える時期にきている。 (1) 市長の考える「共生」の理念とは何か。 (2) この12年間の施政は、明治維新、高度成長、さらにこの20年余りの間に一層顕著になった競争・短期的な効率偏重の社会に対し、新たな価値に基づく社会を構築する取り組みをしてきたものと考えてよいか。 (3) 市長は市民・市職員が失敗を恐れず、積極的・主体的に問題に取り組み、ノウハウを残すことを推奨してきた。ア 市職員の人事管理において、失敗や回り道を評価する取り組みはされてきたのか。イ 外部委託事業者や指定管理者についてはどうか。 (4) 市長はつながりづくり、困ったときに助けてと言える関係の構築に努めてきた。市職員であれば地方公務員法によって守秘義務を負うが一般市民はそうではない。一般市民にも秘密保持について学ぶ機会、さらに困りごとに対する寄り添いや聞き取りの手法について学ぶ機会を設ければ、より安心してつながりを作っていくことができるのではないか。	

公契約条例の現状と課題について

全国的に官製貧困が問題となる中、長久手市は公契約条例を制定した。長久手市公契約条例は目的条文において、公共事業及び公共サービスの品質の確保及び公契約に従事する労働者等の労働環境の整備を図るだけでなく、地域経済の発展及び豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを掲げている。令和4年3月1日の施行から1年余りが経過した。

- (1) 公契約条例制定前と制定後において、受注者等、また 入札参加者の姿勢に変化は見られたか。
- (2) 公契約条例第7条第2項による報告を求めた例はあるか。
- (3) 公契約条例第7条第3項による調査、指導に至った例 はあるか。
- (4) 現状では公契約条例第7条第2項及び第3項の報告・調査・指導は、施行規則第2条で定める範囲の公契約に限定されているが、これ以外の受注者等に対してはどのような対応をしているか。
- (5) 労働者からの相談や申告についてどのような対応をしているのか。
- (6) 公契約条例は自治体によって独自の発展を見せている。今後の公契約条例の方向性についてどのように考えているのか。
- (7) 適正な労働条件であることを求められる、すなわち応 分の負担を求められている受注者等に対して、経営改善 等適正な労働条件を達成できるような支援は行われてい るのか。

防災に関する協定等の締結状況と活用法について

東海・東南海地震の発生も懸念される中で、平時よりできる限りの備えをしておく必要性は、東日本大震災の教訓として多くの人々に共有されているところである。長久手市は平成17年以降、各種事業者・団体と防災に関する協定を締結する取り組みを進めている。

- (1) 災害発生時にすみやかな対応を行うためには、日頃からの意思疎通が不可欠である。市と協定締結事業者・団体等との「つながり」を作るためにどのような取り組みをしているか。
- (2) 協定等には有償のものと無償のものがあるが、協定締結の際にどのように線引きをしたのか。

2

.

(3) 協定を契機として生まれた、各種事業者・団体とのつながりを生かし、例えば中学生に対する職業教育に取り組むなど、協力関係を広げていくことはできないか。